

令和5年度第1回鎌倉市総合教育会議 議事録

- 1 開催日時 令和5年(2023年)7月19日(水)午後1時28分から午後2時44分まで
- 2 開催場所 鎌倉商工会議所会館 301会議室
- 3 出席者 松尾市長、岩岡教育長、下平教育委員、朝比奈教育委員、長尾教育委員、林教育委員
- 4 関係者 共生共創部長、教育文化財部長、教育文化財部次長、健康福祉部長、健康福祉部次長(兼福祉総務課長)、子どもみらい部長、子どもみらい部次長(兼子ども相談課長)
- 5 事務局 共生共創部企画課長、企画課主事、企画課主事
教育文化財部次長(兼教育総務課長)、教育総務課課長補佐、教育総務課担当職員
- 6 傍聴者 3名

【市長】それでは少々時間前ですけれども、皆さんお集まりですので、開会させていただきます。

本日はご多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから、令和5年度第1回鎌倉市総合教育会議を始めます。

本日は、(仮称)鎌倉市ケアラー支援条例の制定に関する取組状況について、報告をさせていただきます。また、この他に教育大綱の推進状況及び教育大綱の見直しについても、報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

そして、傍聴にお越しいただきました皆様、ありがとうございます。会議の傍聴につきましては、鎌倉市教育委員会傍聴規則を準用いたしますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず事務局から発言をお願いします。

【事務局(企画課長)】企画課長の安富です。

まず、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

令和5年度第1回鎌倉市総合教育会議の次第、それから次第にある5種類の資料となります。資料1(仮称)鎌倉市ケアラー支援条例の制定に向けた取組状況、資料2(仮称)鎌倉市ケアラー支援条例について、資料3(仮称)鎌倉市ケアラー支援条例の骨格、こちらがケアラー条例の関連資料になります。資料4は鎌倉市教育大綱における重点的に取り組む施策に係る関連事業について、資料5は鎌倉市庁舎現在地利活用基本構想の具体化に向けた教育委員会の考えについての資料になります。

そして、参考資料として、令和2年度から令和6年度の教育大綱のリーフレットを配布しています。

以上、資料7点となりますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、会議の運営にあたってのお願いでございます。ご発言に当たりましては、お手数ですがマイクを使用させていただきますようよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

【市長】それでは次第に沿って進めます。報告事項の「(仮称)鎌倉市ケアラー支援条例の制定に関する取組状況について」、福祉総務課から説明をお願いします。

【健康福祉部次長(兼福祉総務課長)】健康福祉部次長兼ねまして、福祉総務課長の矢部でございます。よろしくお願いいたします。

(仮称)鎌倉市ケアラー支援条例の制定に向けた取組について報告いたします。

本市では、ケアラーを支援するための条例の策定に向け、鎌倉市ケアラー支援庁内検討委員会を設置し、令和4年5月から準備を開始しております。前回の総合教育会議では、条例の制定に向けた取組に関し、「ケアラーに対して新たに必要となる支援内容の整理」「条例の枠組と施策の柱として想定する要素」「学校・家庭生活の調査」「ひきこもり実態調査」等を報告し、引き続き庁内検討委員会において、必要な検討、協議等を行う旨を説明いたしました。

それでは、本日の資料に沿って、(仮称)鎌倉市ケアラー支援条例の制定に関する取組状況を説明させていただきます。

資料1の条例制定に向けたスケジュールをご覧ください。本日までに庁内検討委員会を7回、検討委員会の下部組織となる庁内検討部会を8回開催しました。現在、本市のケアラーの状況、既存の支援制度の検証を踏まえ、条例の骨格・骨子を検討するとともに、新たに必要となる支援内容の構築に向け、庁内で検討・調整を進めています。

資料2をご覧ください。本条例は、全てのケアラーを包括的に支援することでケアラーの孤立を防ぐとともに、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目指し、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、制定します。なお、ケアラー支援においては、とりわけ、ケアラーへの包括的支援及びヤングケアラーへの配慮が必要なことから、本市条例は、これらを強調する内容とする予定でございます。

資料3をご覧ください。条例の骨格としては、第1条で目的を、第2条で用語の定義を、第3条で基本理念を、第4条から第8条で市の責務や市民等ほかの役割を定め、第9条で広報及び啓発、第10条で相談支援体制の整備及び構築、第11条でケアラー支援に関する施策の推進を行うことを定める予定でございます。

学校に関する部分としては、第8条で学校その他ヤングケアラーに関わる機関の役割を定めます。学校その他ヤングケアラーに関わる機関の役割として、ヤングケアラーの教育機会の確保等に係る状況を確認し、支援の必要性の把握に努めるほか、ヤングケアラーからの教育、福祉、保健、医療等に関する相談に応じ、適切な関係機関に繋げるよう努めることを規定する予定です。

ケアラー支援のための各種施策の推進には、教育部局と市長部局の連携による市全体での取組が必要であることから、本日この場を借りて説明をさせていただきました。

以上で説明を終わります。

【市長】ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問はありますか。

【教育長】前回、ケアラー支援条例の話が総合教育会議に上がった際にもご質問として出ささせていただいたと記憶していますが、ヤングケアラーの皆さんについて、例えば発見をするという機能は学校でも大変重要だと思っておりますが、発見した後に具体的にどのような支援に繋げていくのかといったところをセットで考えていかないといけない。やはりヤングケアラーの皆さんも、せっかく見つけてもらったのに結局何もしてもらえないという気持ちだけが募っていくのではないかと考えておまして、具体的に、この条例が制定された後、どのような施策を取り込んでいくのかというところを、現時点で方向性などがあれば、ご教授いただきたいと思っております。

教育委員会としては、条例案の中でもヤングケアラーの把握と関係機関との連携、繋ぎという役割が期待されていると話もありましたので、スクールソーシャルワーカーの活用促進や充実など、そういった施策の方向性も見えてくるのではないかとこれはありますが、市長部局として、どのようなことをご検討されているか、今の時点であれば、教えていただきたいと思っております。

【健康福祉部次長(兼福祉総務課長)】施策の部分について、まずはケアラー自身がケアラーであるということを含めて認識をしていただくことや、社会に対してケアラーはどういう存在であるか、ケアラーに対してどういう支援が必要であるかというところを認識してもらうことが重要となりますので、まずは理解啓発を行っていきます。その点では広報等の周知、研修等を行っていくというのが第一でございます。

その後の発見の段階でございますけれども、今ご紹介いただいたスクールソーシャルワーカーや、市長部局のいわゆるこどもと家庭の相談室の相談員、あとは福祉の部分でアウトリーチを通じた支援をしていくような相談支援体制の整備、構築等を考えております。

また、相談に繋がった方につきまして、繋がりとしての自立支援にまたがる取組として、まずは居場所をどうするかというところがございますので、このあたりの居場所に関する取組を検討しているところです。

また、同じような立場で課題に直面する方々が支えられるような取組、いわゆるピアサポートと言われる部分についても検討しております。

発見したケアラーに関して、例えば制度の狭間にある場合などは発見しても支援に繋がらない場合がございますので、その場合はどのように支援に繋げていくかを庁内で連携して対応できるように、支援会議等を活用できるような体制を検討しているところです。

また、現状ケアラー対象者に対して支援をしている既存の制度部分もございますので、そういうものを適用または拡充していくというようなことも検討しているところです。

【教育長】発見から相談、そして庁内連携した支援体制作りと、あとは既存の制度も拡充して具体的なその生活支援等も行っているということで、幅広く検討されている様子がわかりました。教育委員会としてもしっかり議論に関わってまいりたいと思っております。ありがとうございます。

【下平委員】資料2の市民の効果というところにとっても大事なことを書いてあると思っております。

1行目のケアラーの早期発見に関して今もご意見ありましたが、往々にして事件が起こった後、ご近所の方に聞き取りをすると「実は何となく感じていました」ということが多く報道されています。その中で今のシステムだけだと、やはりアウトリーチの活用といっても限界があると思うので、市として早期発見に繋がるような仕組み作りがとても大事だと思います。ご検討いただいているようですが、引き続きお願いします。

次にケアラーの意向を尊重した支援の必要性というのがありますが、意向を尊重するのはとても大事なことで、

相談員の方やソーシャルワーカーの方などがその支援に当たってくださると思います。ただ、そのケアラーの意向自体が、考え方の歪みや自分なりの思考にとらわれるということも往々にしてあるようです。そのため、意向を聞くだけではなく、思考を柔軟にする「気づきを与える支援」というのも重要であると思います。助けを求めることは弱みを見せることではない、自分がこうすべきだと思っていることが全てではないという「気づき」につなげる傾聴も重要です。ご対応・検討を引き続きよろしくお願いします。

【健康福祉部次長(兼福祉総務課長)】ケアに関しては、ご自身が望む形でケアを受ける権利もケアを受けない権利もありまして、ご本人が必要ないという場合もありますが、例えばヤングケアラーでいうと将来のキャリアプランに繋がってくるというところもございます。そのあたりをまずは理解啓発という形で、歪みとっていただきましたけれど、まずは繋がりが続いて、必要なときに相談できるような体制を取れるように考えていきたいと思っています。

【長尾委員】教育現場でもヤングケアラーの把握や発見について、非常に必要性を感じておりますが、ヤングケアラーの中には自己認知をされていないケースも多くあるかと思っています。どのような形でこの発見のプロセスを管理ができるかというところで今のお考えをお聞かせいただければと思います。

【こどもみらい部次長(こども相談課長)】こどもみらい部次長兼ねてこども相談課長の瀬谷でございます。よろしくお願いいたします。

私どもこどもと家庭の相談室でも、ご相談を受けた当事者だけではなく、周りのご兄弟が、もしかしたらヤングケアラーになっているのではないかとといったケースが多いと最近感じているところでございます。今までは、そのご相談を受けた対象者に焦点を当てがちでしたが、ヤングケアラーの調査結果なども含めて、そういった視点を忘れてはいけないということを留意しつつ、学校とのチーム会議でもそういった話題が出ています。ただ、難しいところもあり、ご家庭にクローズされては困りますので、そのあたりのタイミングをみながら保護者に必要な制度のご紹介をし、ご家庭の負担感を軽減できるように、学校と連携しながら進めていきたいと考えています。

また、介護の方の連携も先ほど健康福祉部次長からご紹介ありましたけれども、庁内連携を深めていくことで、高齢者の方に支援に入っている民間業者との連携も含めてこれから対応していきたいと考えているところでございます。

【林委員】長尾委員のご質問に関連しますけれども、特にヤングケアラーへの配慮は学校との連携がとても大事であると思います。

昨年度から小学校にも児童指導専任という立場の先生がいらっしゃるようになりました。そのため子どもたちをかなり集中的に見られる環境が整いつつありますが、各学校の専任の先生方や他の先生方の連携で具体的にこういう事例があつてよかったことや、こういうこともあると良いというこれからの展望があればお知らせいただきたいです。

【こどもみらい部次長(こども相談課長)】今ちょうど夏休みに入る前ということで学校とのチーム会議を頻繁に開催しているところでございます。肌感覚にはなってしまうのですが、今まではまず管理職に連絡して、担当の先生に繋いでもらってからチーム会議を進めていたところが、最近は担当職員とスムーズにできるようになってきたということが非常にありがたいと思っております。

非常にケースが増えている中で、学校からもこのご家庭がもしかしたらヤングケアラーかもしれないとご心配いただきながら、どういった形でアプローチできるかというやり取りも、今まで以上に速やかにさせていただいているのは、私どもとしては非常にありがたいと思っております。

ケースが増えてきておりますので、ソーシャルワーカーの方等の増員があると、学校現場としてもよりスムーズなのかなと感じているところです。

【朝比奈委員】感想というか意見なのですが、こういうご家庭の状況は、例えば私ども和尚がかつては檀家さんのお宅に、例えば法要をご自宅でなさるときあるいは向こうからお寺に来たりすると、ご家族の様子が何となくわかっていたはずだったけれど、だんだん代がわりして行って、そもそもお寺の人は来なくていいと断れてしまう場合もあるし、今となっては核家族の状況になって我々も把握しきれなくなっている。もしかしたら、どこかのお寺さんによっては、未だにそういうところをきちんと関わりがあって、助けを求められて、そこをきちんと対応してくれている和尚もいるかもしれないですが、そういう場所がなくなってきたということは行政に駆け込めるではないけれど、そういう仕組みが必要な時代になってしまったのだなというのを感じるし、我々としても、本来はそういう役割をもうちょっと考えなければいけないなという感想を持ちました。

【教育長】質問に加えて私からの意見ですけれども、今、ケアラー支援条例ということで当然そのケアという仕事によって、通常的生活環境をなかなか送れない人たちをいかに支援していくのかという視点で、条例も組み立てられているところだと思います。実際に学校現場や様々な支援の場で関わっていく中で子どもたちがケア対象者に対してやはり強い愛情を持って関わっていて、何かケアラーとして支援を受けることが、そのケア対象者を裏切るかのような気持ちになってしまう場面というものを多く目にしてきたと認識をしています。私自身が目にした例でも、具体的に子どもたちに対して、ケアが必要だから何か支援をしてあげようと支援をした結果、自分の家族を否定されたような気持ちにさせてしまったのではないかと反省する場面もありました。そのため、そのケアラーを支援するというのを掲げれば掲げるほど、逆にケア対象者のことを慮ってなかなか手をあげづらくなるという相反する効果も生むのかなと思います。

支援策のところではケア対象者のことを今回条例で挙げられていて非常に素晴らしいと思いますが、もしかしたらその基本理念や制定の趣旨といったところから、ケアラーに対する支援ももちろんですが、ケア対象者を幸せにしていくということが、ひいてはケアラーの幸せにも繋がっていくことは明確にした方がいいかもしれないと思いました。

ケアを行うことの尊さをきちんと前提にしながら、ケアラーとして支援を受けることが結果的にケア対象者を幸せにしていくというストーリーが非常に重要だと思いましたので、今後のコミュニケーションで、重要視すればいいかなと感じております。

もう一点はデータ連携の重要性についてです。この教育委員会や学校が持っている情報と、福祉部局が持っている情報は、必ずしも連携がうまくなされていないケースが多くて、こっちではわかってくれたが、あっちに行ったらもう1回同じ話をしなければいけなかった、または担当によって違う判断があったなどの、そういった一つ一つが信頼関係を失わせていくというケースがたくさんありますし、ケース会議を開かなくては情報共有ができないと、行政としてもケースが増えてくるともう首が回らなくなってくると思いますので、それぞれの相談の内容をどう支援に繋げていったかということは、情報連携としてデジタルの技術も活用しながらスムーズにできるような形を作っていくと、より効果的に支援ができるのではないかと思いますので、ここは教育委員会と市長部局でよく相談をしま

から作っていただければと考えております。

【健康福祉部長】健康福祉部長の藤林でございます。ありがとうございます。

教育長のご指摘の通り、そのケアラーのみならず、そのケア対象者を含めたその包括的な支援、そして現状把握、発見から支援に繋げるというところは非常に重要な部分であると考えております。

このケアラー支援条例について、その包括的な視点で、なおかつその理念的な条例にとらわれず、具体的な支援策に繋がるように、現在、庁内では検討委員会、作業部会等々で詰めの段階に入っているところでございますので、引き続きそういった視点も含めて進めてまいりたいと思います。

あともう一点のデータ連携の点でございますが、ケアラー対象者のみならず、やはり福祉部局、こども部局、それから教育委員会等々のそのデータの連携の必要性というものは、これまでも痛切に感じているところですが、このケアラー支援条例の制定に合わせて、そういったデータ連携の必要性についても、ただ単に合築するだけでなく、どういった情報を提供するかによってお互いに支援策がよりベストに繋がっていくかという視点を踏まえて、取り組んでいきたいと考えております。

【市長】他にはよろしいでしょうか。ありがとうございました。

各委員からそれぞれ大変重要なご指摘をいただきました。ケアラー支援条例は今後、最終的な詰めに入るといふことですから、ご意見踏まえてしっかりと中身が充実したものとなるよう進めていけたらと思います。

続いて、その他「(1) 教育大綱の推進状況について(令和4年度の実績、令和5年度の実績及び予定)」を事務局から説明をお願いします。

【事務局(企画課長)】教育大綱の推進状況について、資料4をご覧ください。

本資料は令和2年度から6年度までを期間としております鎌倉市教育大綱におきまして、期間内に重点的に取り組む施策として掲げた4つの施策ごとに事業内容の概略を説明している資料でございます。本日はこちらに沿いまして特に報告させていただきたい事業を市長部局、教育委員会の順で説明をさせていただきます。

それではまず市長部局からです。お手元の資料4の4ページをご覧ください。

4ページの一番上の事業の「ひきこもり対策推進事業」です。この事業ではひきこもり支援による令和4年度の相談件数が、令和3年度の相談件数を上回る結果となりました。さらに令和4年 11 月 25 日からひきこもり地域支援センターを拠点として相談支援、居場所作り、就労支援地域交流を開始し、13 名のセンター利用がございました。特にこのセンターにつきましては、相談支援以外の機能も有しておりまして、ひきこもり状態の解消に向けた貴重な居場所であると捉えていることから更なる活用を目指してまいります。

続きまして、同じページの3つ目「発達支援サポートシステム推進事業」です。当該事業ではサポーターの養成やサポーターの小中学校、幼稚園、保育園への派遣を継続しておりますが、特にサポーターにつきましては令和4年度までの有償ボランティアという形式では「活用しづらい」という声もあったため、令和5年度から職の形態を変更しています。こうした変更に伴う事業効果を図りまして、より効果的な発達障害に対する身近な支援者の育成を目指してまいります。

次の5ページにお移りいただきまして、一番上にございます「母子保健事業」です。当該事業では、妊娠期から子育て期にわたる相談機能等の充実を図っており、特に産後ケア事業につきましては、令和4年度の利用件数が令和3年度の利用件数を上回っております。この要因の把握は非常に難しいところですが、考えられる理由

の一つとして、コロナ禍での里帰り出産や、周りの人の支援が受けづらかったことなどがあるとも考えられております。こうしたことを踏まえてアフターコロナとなりました今年度の推移を注視してまいりたいと考えてございます。また、令和5年度から新たに新生児聴覚検査補助、それから1か月児健康診査補助を開始してございます。この補助についても今年度から開始しておりますので、ニーズに沿ったものとなるよう効果検証を行ってまいります。

市長部局の最後ですが、資料にはございませんが、昨年度の総合教育会議でも報告をさせていただきました市役所駐車場横に新設した第6分庁舎で開設しました「かまくらこども相談窓口きらきら」の状況ですが、今年6月末までで143件の相談がございました。3か月で一定の効果があると評価していますので、引き続き利用者の促進を図ってまいりたいと考えています。

市長部局は以上です。

【事務局(教育文化財部次長)】続きまして、教育委員会部分についてご報告いたします。教育文化財部次長兼ねて教育総務課長の保佐と申します。

まず、資料の1ページ目の3番目「教育支援事業」でございます。こちらの内容といたしましては、鎌倉スクールコラボファンドの活用事業になりますけれども、令和4年度は小学校4校、中学校3校で実施いたしました。それによりまして、子どもたちが社会課題の関わりに取り組み、解決策を考え、実行するという活動を引き続き行いました。これについては取組が徐々に浸透してきておりまして、事業実施校数が年々増えてきているというような実態がございまして。また、令和4年度についても、第3回目になります。ガバメントクラウドファンディングを実施いたしまして、結果は250万円ほど寄付をいただきました。こちらは資金確保というものが課題になっておりますので、寄付型の自動販売機を鎌倉生涯学習センターに設置いたしました。今後も寄付型自動販売機の設置台数を増加するために取組を進めていかなければならないということで、今年度に入りまして、湘南モノレール様にご協力いただき、湘南深沢駅への設置の他、今後も企業法人様にご理解ご協力をいただきまして、徐々に台数の方が増えてきているというような状況でございまして。また、引き続きスクールコラボファンドの活用事例を学校教員などに周知いたしまして、活用の促進を図っていきたくて考えております。

続きまして、同じページになりますけれども、「相談室事業」になります。こちらにつきまして教育相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーによる、いじめ、不登校等の解決に向けた相談支援事業を推進している事業でございまして。令和4年度としましては、子どもSOS相談フォーム、こちらの運用を開始いたしまして、児童生徒がすぐにSOSを発信して相談に対する体制を整えてまいりました。また、教育支援としまして、ロートこども未来財団様と協定を締結いたしまして、オンラインで自分らしく学ぶことができる機会を提供いたしました。成果としては相談フォームを開設したことにより、令和4年度は47件に対応したというような実績がございまして。また、こども未来財団様との協定につきましても、「かまくらULTLAプログラム」をはじめ、オンライン上の学びを提供することができたと考えております。こちらの課題としては、相談チャンネルを用意したところでございますけれども、相談内容が複雑化ということもあり、やはりこれまで以上に関係機関との連携、情報の共有が必要になってくると考えております。また今後といたしましては「かまくらULTLAプログラム」の理念、ノウハウをまた広めていくということで、地域の方々や教職員などを対象としたワークショップ研修も実施していきたくて考えております。

また、令和6年度から8年度にかけて、校内フリースペースを全ての市立小・中学校に整備するということと、令和7年4月に不登校特例校の開設に向けた準備を進めていきたくて考えております。

続きまして、3ページ目「コミュニティスクール整備事業」になります。こちらは鎌倉版コミュニティスクールを令和4年度から運営をスタートしました。こちらは令和7年度までに全中学校区の設置を目指しております。広報かまく

ら令和5年6月号でご紹介させていただきましたスクールコラボファンドと一緒にご紹介させていただきましたが、令和2年度は第二中学校区、手広中学校区で活動を始めております。まずは、協議会の委員が授業やクラブ活動、部活動などを見学しまして、お互いを知るというところからスタートしております。

第二中学校区では協議会の部会として日常を考える会を発足いたしまして、地域の魅力を再発見と題してワークショップを行いました。そこに生徒も加えましてディスカッションするということを行っております。また、手広中学校でも防災を通して地域の皆さんと連携を図るために動き始めたところでございます。

こちら課題としては、学校のパートナーであり、またコーディネーターへお願いすることになります地域学校協働活動推進委員の人材の確保や育成が挙げられると考えております。今後につきましては、こちらの鎌倉版コミュニティスクールの全中学校区導入に向けて、引き続き準備を進めていくということですが、そのためには教職員研修会の実施や、あとは学校評議員等の地域協力者について説明会の実施を進めてまいります。

次に最後になりますけれども、5ページ目「特別支援教育事業」でございます。こちらは令和4年度に七里ガ浜小学校への特別支援学級開設の準備を行いまして、令和5年4月に開設の運びとなりました。また、令和6年度の開設校は稲村ケ崎小学校を選定しております。

その他、肢体不自由特別支援学級に対応するための学級介助員の配置率についても増加しました。

今後の課題としては、特別支援学級の未設置校が残り山崎小1校となっております。こちらはやはり設置に向けた調整をいろいろと進めていかなければならないところでございます。今後、インクルーシブ教育の観点を大切にしながら、充実を図ってまいりたいと考えています。

【市長】ただいまのご説明に関しましてご意見等ございましたらお願いいたします。

【下平委員】実際の取り組みについて非常にわかりやすく具体的に説明していただき、ありがとうございます。さらには今後に向けての課題のことも、明確にさせていただき、ありがとうございます。

「相談室事業」について、本日の教育委員会定例会でも話がありましたが「かまくら ULTLA プログラム」が文科省の受託事業になったという発表もありましたがその辺のことを補足していただけますでしょうか。

【教育長】私の方からご紹介させていただきます。「かまくら ULTLA プログラム」が今年度から文部科学省の「特異な才能を有する児童生徒の指導や支援の実証事業」の事業として採択いただきまして、既に契約終了して取組を進めているところでございます。やはり子どもたちの多彩な学習特性をしっかりと受けとめて、個別最適な学びの充実という今の教育界のコンテキストの中で、しっかりその方法論を積み上げていくということの中で選ばれたものだというふうに認識をしています。今年度はその実証事業の採択の資金を活用いたしまして、これまで「かまくら ULTLA プログラム」がやってきたことを、より全国にしっかりとお知らせしていくためにワークショップの内容や進め方を構造化して研修をするということを一組み込んでいくということも、今回研究として実施しますので、様々な大学教授の先生方や、専門的知見を持つ方に指導員として入っていただきながら事業を進めていく体制が構築できたことで、ますます充実した「かまくら ULTLA プログラム」がご提供できるというふうに認識しております。

【長尾委員】資料にないところですが、「かまくらこども相談窓口きらきら」について、約3か月で143件のご相談があったと私の個人的な意見ですが、非常に想像よりも数が多いなと感じました。こちらがもしわかればですが、そ

の相談のカテゴリーはどのようなものが多かったかを所感で構いませんので、少し教えていただければと思います。

【こどもみらい部次長(こども相談課長)】ゆったりと相談できるということで利用者からも、また相談員からも評判がよく運営をさせていただいております。大きなカテゴリーとしては、やはり離乳食を始め、産後ケアのご相談が非常に多いです。また、保育園と幼稚園の違いについて、ふらりと来て、問い合わせされる方が多いです。授乳室の帰りに世間話的に、これから保育園と幼稚園で悩んでいるんだけど、何がどう違うのか、どんな感じなのかというようなご相談を受けることもあります。また、連携が取りやすい部屋になりましたので、必要に応じて、第6分庁舎に保育課の職員、市民健康課の保健師に来てもらったり、先日は教育センターの相談員の方にも来ていただいて、一緒にお話をするということができるようになりました。相談員が関係機関の情報に関する知識などスキルアップしていかなければいけないという課題はありますが、利用者からは一同に、自分たちが動かずに相談できたのでよかったとおっしゃっていただいている状況でございます。

【林委員】感想になりますが、発達支援のところで様々な形で学校に入ってサポートしてくださっています。先日、発達支援サポーターという形で、私が以前いた学校の会計年度任用職員の方がいて、子どもたちをみてくださっていました。こうやって地域に根ざした方が来て、子どもたちをみてくださるということに温かいもの感じました。今後は、この方たちが情報を共有して、同じ方向を向いて、子どもたちがすくすく伸びていくように学校の中でも調整できたらいいなと思っているところです。

それからもう一つ、さっきお話にあったスクールコラボファンド活用の学校が増えているというのはすごく安心いたしました。いつも取り組んでいる学校はまた取り組もうとなりますが、そこに取り組まない学校はなかなかそこに行き着かないという傾向があったと思います。だんだん取組内容が広まって、何らかの形でそれを活用しているというのが、当たり前になっていくことが大事なことだと思いますので、今後も続けていただければと思っております。

最後に、大変心配な課題として、特別支援学級の設置について山崎小学校だけが残っているということがあげられます。狭い学校の中でどうやって作っていきけるのかということが非常に気になっています。ぜひフリースペースも含めて、環境の良い教室を作っていただけたらなと個人的に強い願いを持っております。

【朝比奈委員】私が言及したいところは地域の特色を生かした郷土学習の充実ということで、これ少し前から、例えば鎌倉国宝館や歴史文化交流館は市民が無料で入館できるようになった。これによって入館料を気にせず、興味がある方が自由に学びに訪れることができるようになって、良いことだったわけですが、ただ鎌倉国宝館がどれほど価値のあるものを収蔵しているのか、実はいわゆる地方行政が運営する機関としては、全国的に見てもかなり抜きん出て素晴らしいものがある。もっともっと市民に理解と認知していただいて誇りに思えるようなことをしてほしいなと思うわけです。歴史文化交流館は残念ながら相変わらず日曜日、祝祭日は利用できないのは残念です。

いろいろな鎌倉らしい伝統的なことや、鎌倉彫もそうですし、あとここには言及されてないけど流鏝馬もある。流鏝馬は正式にはおそらく春と秋ぐらいしか見学する機会がないので、なかなか学ぶ場としては難しいのかもしれませんが、その少なくともその鎌倉ではそういったものが伝統的に行われるということをもっともっと子どもたちに知っていただけたらいいと思う。

鎌倉彫に関わっていきたい子や、いわゆる伝統的な武士の世界に少し興味を示してもらったり、そういうようなことが私もいわば伝統的な職業に就くものとしては、嬉しい。

【共生共創部長】共生共創部長の服部でございます。

直接の所管ではありませんが、今、朝比奈委員がおっしゃられた流鏑馬や鎌倉彫、こういったものは以前私が関わっていた歴史的風致維持向上計画に、鎌倉の歴史を紐解いた中で、それらがどういう成り立ちで今繋がっているかというところは一つまとめてございますので、実際この歴史的風致維持向上計画は都市景観部が関係各課と連携を取りながら事業を進めておりますので、その中で子どもたちにそういった歴史の素晴らしさや、伝統文化を伝えていけるような何か取組があれば、一つ考えていきたいなと思います。

【教育長】コメントと意見が一つなんですけれども、コメントとしては「ひきこもり対策推進事業」の支援件数 1,303 件、人数 60 人というのは令和4年度から始めてこういう実績を残されたことは本当に素晴らしいことだと思いました。教育センターの教育相談の長い歴史でずっと積み重ねてきて、年間 3,000 件ぐらいの相談を受け止めるというようなこともあります。これによって本当に救われた方々がいらっしゃると思います。非常に素晴らしい取組だと思いました。

あと発達支援サポーターは今年度から会計年度任用職員としての待遇改善を図っていただいたことにより、より学校も連携しやすくなったと考えておまして、大変ありがたいことであると考えております。学校が配置したい曜日と、実際にカマサポが入れる曜日との中で週に1回しか配置できないなどということもありますが、引き続きマッチングをしっかり進めていければというふうに思います。

今後、校内フリースペースができていったときに校内フリースペースでも心の支援といったものをしっかり配置をしたいと思っておりますけど、そうしたところこのカマサポの研修との連携等もできればいいかなと考えておまして、なかなか友人関係を作るのが苦手な生徒であったり、そういった生徒に対する関わり方や、勉強自体を知りたいというサポーターが必ず出てくると思いますので、そういった場合にカマサポ研修をご紹介したり、逆にカマサポに登録された方がその心の支援をやりたいと思ったときにうまく融通ができるように検討したり、上手に連携していくことでお互いの仕組みがより良くなってきたというイメージを持ちましたので、よろしくお願いをしたいと思ます。

【市長】様々な取組が前進しているということがわかりました。

引き続き、取組を進めていただければと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、(2)「鎌倉市市庁舎現在地利活用基本構想」の具体化に向けた教育委員会の考え方について、教育文化財部からの説明をお願いします。

【教育文化財部長】教育文化財部長の小林でございます。

資料5をご参照ください。「鎌倉市市庁舎現在地利活用基本構想」の具体化に向けた教育委員会の考え方について、説明します。

令和4年9月に「市庁舎現在地利活用基本構想」が策定され、その中の基本理念、ビジョンが『ひらいて むすんで 知恵うむ“ふみくら”』となりました。

「ふみくら」は、歴史・文化をつむぐ、鎌倉の知識の蓄積の場、まちとつながり、人と情報の交流が結束し、学びや共創の場として生まれ変わる拠点として、歴史・文化を次の世代に引き継ぐ場となることを目指しています。

一方、基本構想に位置付けられている導入する機能として、教育委員会所管施設は中央図書館機能とホー

ル・ギャラリー機能及び集会室等機能、いわゆる生涯学習センターの機能が位置付けられています。

今後、市は「市庁舎現在地利活用基本計画」を令和5年度末に策定予定であり、複合化の方針、施設計画、提供サービスを検討する上で、基本理念をより具体化する必要があります。

そこで、教育委員会所管施設である中央図書館とホール・ギャラリー及び集会室等の機能について、基本理念である『ひらいて むすんで 知恵うむ“ふみくら”』の拠点施設としての機能が発揮できるよう、教育委員会の考えについて、所管課を中心に検討を進めてきました。

中央図書館機能とホール・ギャラリー機能及び集会室等機能に関して、教育委員会から見た、基本理念である『ひらいて むすんで 知恵うむ“ふみくら”』の具体的なイメージについて、検討を行いました。

教育委員会としても、「ふみくら」は人も機能も複合的に融合する場所であるという考えから、①市民、団体、学生、親子、職員など多様な人々が集まり、対話が生まれたり、共創したり、相談したりして、人や知恵を「むすぶ」場所、②さらに深く調べたり、知恵を深めたり、学んだりして、知恵を「ふかめる」場所、③むすんで、ふかめたものやことを発信したり発表したりして、知恵を「ひらく・ためす」場所という、「むすぶ」「ふかめる」「ひらく・ためす」という3つの場所にしたいと考えました。

この3つの「むすぶ」「ふかめる」「ひらく・ためす」を実現させるために、行われる様々な活動、活動を行ったり支えたりする人々、その人々が活動を行うために人も機能も融合した形をまとめたものが、こちらのイメージ図となります。

人々の活動が中心にあり、そのために集約した様々な機能が図の外側の円に示した「ホール」「ギャラリー」「オープンスペース」「キッズスペース」「一般書」「レファレンス」「地域資料」「集会室」などになります。

次に各部署のアイデアについて説明します。イメージ図をさらに具体的に表現すると、「市民の誰もが鎌倉について知り、再発見できる、市の情報の玄関のような「ふみくら」、「多様な市民・団体がつながり、対話を生み、交流・活動で活気にあふれ、子どもも大人にもぎやかに共存する「ふみくら」、「より深く調べ、知恵を蓄積し、学習・共有・発表ができる「ふみくら」、「各エリアを自由に行き来し、施設内ならどこでも本を読める「ふみくら」」であると考えました。

さらに、教育委員会から見た「ふみくら」の各エリアの機能とアイデア例をまとめました。「ふみくら」のビジョンと「むすぶ」「ふかめる」「ひらく・ためす」に加えて、執務室などの機能を含む「ささえる」というエリアを位置付けました。

まず、「むすぶ」の主な機能としては、オープンスペースやキッズスペース、若者スペース、学習スペース、テラスなどです。例えば、オープンスペースは、床に市域をマップで示し、地域資料の書架や掲示板を配置したり、文化財を模擬的に体験できる設備、書いても消せる壁などを設置し、個人・NPO・グループ・親子など、誰もが自由に出会い、学習・相談・対話・議論・創作・展示ができる共創・交流の場として機能することを考えています。

キッズスペースは、自由に走り回ったり遊んだり本が読めるスペース、児童書の書架を、若者スペースではヤングアダルト書架、勉強席・閲覧席・グループ席は、窓際で開放的なものとししました。

次に、「ふかめる」の主な機能としては、開架・集密書庫、郷土資料書架、調査研究スペース、静読スペースなどが考えられますが、例えば、調査研究スペースでは資料を使って知恵を深めたり、対話したりしたい人たちが使えるグループ室の設置、また中央館にふさわしい蔵書の確保や ICT を活用した図書館と生涯学習センターのサービスの充実などが挙げられます。

3つ目の「ひらく・ためす」の主な機能としては、ホール機能や、ギャラリー機能、集会室等機能です。例えば、ホール機能、ギャラリー機能を使用しての発表会や展示会、集会室でのサークル活動中の、学習、共有、発表を

想定しています。

そして、これら3つのエリアを「ささえる」ために、職員の執務室や近代史資料室、収蔵庫などといった機能が必要になると考えています。

これらの機能を集約し、複合的に利用することで、様々な可能性が生まれてくると考えています。具体的には仲間とミーティングをした際に、知見が足りない部分を図書館ですぐに調べることができますし、ミーティングまでの隙間時間にゆっくり図書館で本が読むこともできます。静かに過ごすだけの図書館では生まれなかった学生グループや、サークル活動などをする団体の学びにも寄り添える図書館としての機能が深まります。

合唱サークルの活動が終わった後に仲間と引き続き談笑することができますし、子どもを遊ばせながら大人は打ち合わせや談笑をすることもできます。

じっくり勉強したい人、おしゃべりをしたい人など、それぞれに異なった目的を持った人々それぞれの居場所ができることになり、様々な機能や活動する人を複合的に融合することで、ただ単に利用者数が増えるということではなく、利用者層が幅広くなり、それぞれをより身近に感じることで、新たな発見につながります。

以上が教育委員会の考え方であり、今までの単に静かで本を読むだけの図書館ではなく、新しい図書館というものをイメージしたものというふうに考えております。

今後庁舎現在地利活用を考える中で、市での検討材料としていただければと思います。

以上で説明を終わります。

【市長】ありがとうございました。ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

【教育長】この検討結果について補足をさせていただきます。

おそらく、市で施策として検討しているものを教育委員会が議論する時は、例えば、市長から協議の要請をいただいて、予算などを踏まえて検討していくことが多いと思いますが、これについては、やはり教育委員会が主体的に考えようということと考えさせていただいて、まとめたものになります。

どうしても新しい施設を作る時は、どういう施設をどういうふうにまとめて何平米でという具体的な機能の議論になりがちですが、そうした機能だけの話をするのであれば、図書館と学習センターが別々にあってもいいのではないかという話にどうしてもなってしまうと思います。そもそも、この複合施設現庁舎の利活用は「ふみくら」という構想を通じて、市民のために何を実現をしたかったんだろうかというところを、中心施設となる図書館や学習センターを所管する教育委員会としてしっかり言語化をするべきだということで、このプロジェクトとして発足をさせていただき、検討を積み重ねていました。「ふみくら」とありますが、そこに図書館がどう入るのかという議論ではなく、そもそも知恵をうむために人々はどうのような活動をするのかというところから、出発をして考えていきます。自分1人で本を読んで知恵をうむ人もいるかもしれませんが、やはり他者との対話の中で知恵をうむ人たちもいるのだろうと思います。

その成果を発表して、発表したものに対していろんなフィードバックがあったり、交流が生まれていくことで、また知恵を産んでいくということもあると思います。

そして、この「ふかめる」ことや、対話を「むすぶ」、「ひらく」、「ためす」というのは一つだけで知恵をうむのではなくて、それを行ったり来たりしながら知恵をうんでいるのではないかという市民の対話の状況や実際の活動のユースケースが見えてきました。

まさに、先ほど部長から話があったように、このみんなで対話して議論した後に、もう少し深めたいと思って調べ

たり、逆にこの発表会をした後にお茶をしながら反省会をしたり、こういったものを行ったり来たりしようにも、今はそれが離れた場所にあるがゆえに、なかなか一体的にできないというところが知恵をうむ上での障害となっているのではないかと思います。

市民の皆さんがよりよく知恵を見出して、よりよいまちづくりに繋げていくためには、こうした機能が一つの場所で、また相互にアクセスしやすい形であった方がいいのではないかとということで、今回「ふみくら」のこうした具体化イメージを出させていただきました。

ぜひ、こうしたメッセージが市民の皆様にも伝わって、この新しい現庁舎の利活用というものが、市民の知恵をうむということで私達のためになるものだということが伝わればいいなと考えています。基本計画の具体化にあたっては、こちらを基にしながら、引き続き、教育委員会としてしっかり関わっていきたいと思っております。もし市長からも、もし何かご意見があればいただければと思います。

【市長】ありがとうございます。

そもそも市役所としては、公共施設再編計画という大きな課題を捉えながら、どのように未来に向けて負担が少ない財政状況を含めた形で作るかという、あまりワクワクしない側面から議論を進めてきたということがございました。

実際に形にしていく中では、やはりそこだけでは市民の皆さんが応援しようとか、そういうものがあつたらいいなと思うところには、行き着かないというジレンマが我々も少しある中で、教育委員会として、こうして利用者の目線に立った形で、より良いものを作っていくというご提案は大変ありがたいですし、素晴らしい中身だと感じています。

現在地の基本計画を作っているところですが、その中にもしっかりと反映をさせていただきながら、より良いものを教育委員会と連携して作っていきたいと思っていますので、どうぞよろしくをお願いします。

【下平委員】具体的なイメージやアイデア例などを見ますと、イメージが広がり、夢が抱けるような思いが湧いて、とても楽しみだなと思います。

今、複合施設は全国的にかなりできています。そして、市長部局も教育委員会の皆さんも、視察に行きながらいろいろ検討して下さるというのが非常によくわかります。まさにこれからだと思いますが、やはり市民としては実際私達にとって居心地が良いのか、どんな活用ができるのかという点が具体的になればなるほど、利用したくなるし、応援したくもなると思います。今後具体化する中で、できるだけ市民の皆さんに、居心地の良さや、こんなふうに世代別に活用できるということを分かり易くアピールしていただけるとありがたいなと思います。

【長尾委員】私の感想になってしまうんですけども、今回のこの具体化のイメージを含めてですが、現状、メインだけに目を向けず、目指したい世界や、こうあるべき、こうしたいという私どもの事務局側の気持ちがきちんと盛り込まれた構想図だと思っています。

下平委員が申し上げた通り、やはりそのようなきちんとした想いも背景も市民の皆さんに伝えていきたいと思いました。

多世代が多目的で集える場所というのは今はないと思っていますし、先ほど部長が例を言ってくださった発表会の後に少し談笑できる。やはりそんなところはないと思っていました。そのため、市民の皆さんは外のお店でそういうことをやっていたと思います。こういった施設で目指す世界や、ワクワクするようなコミュニケーションをとっていくというのが本当に私の中では、非常に今すぐ実現したい未来だと思いました。

【朝比奈委員】この鎌倉市役所の跡がどれだけのスペースになるかわからないけれども、西口下りてそんなに遠くないところでいろんな情報を受けられる。そういう場所は本当に必要だと思っていて、もちろん市民の方ばかりではなく、外から来た方が、鎌倉市のことを知りたいと思ったときに、ここに来たら全部わかる、あるいは文化的なことも体験できる。そういう大事な施設になると思います。まさに学びであったり、発表であったり、この場所はおそらくお寺が担っていたことだと思います。これを行政が整えてくれたら、もう願ったり叶ったりで、さらに言うと歴史文化交流館も鎌倉国宝館との連携は少し遠いなという感想もあるかもしれないけど、ここにあると、歴史文化交流館まで近くなるので、歴史文化交流館が活きる立地になるのではないかと期待しています。

発表の場、公開の場という点ではお寺の機能に似ているというのもあるし、構想を伺って、さらに情報発信の場ができるというのとも思ったりもしています。いずれにしても本当に楽しみです。ぜひ素敵な場所を考えていただきたいなと感想だけですが、よろしくお願いします。

【市長】ありがとうございます。次に、「(3) 教育大綱の見直しについて」、事務局から説明させます。

【事務局(企画課長)】その他(3)教育大綱見直しについて、特段資料等ございませんが、今後に向けて、少しお話をさせていただきます。

本市の教育大綱は平成28年1月に第1期目の大綱を、令和2年4月から第2期目の大綱がスタートをしております。現行の大綱は令和6年度末までとなっています。今後、令和7年度を初年度とする新たな教育大綱の策定に向けましてこの総合教育会議の調査につきましても議論をお願いして参りますのでよろしくお願いいたします。具体的な議論につきましてはその素材が整い次第、始めさせていただき予定しておりますのでよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

【市長】今事務局から説明がありました通り、今後教育大綱の見直しに向けて議論をしていくということになりますが、それに向けて委員の皆様から、現在ご意見等がある方はお願いいたします。

【教育長】ありがとうございます。この大綱の改定作業に携われない立場で申し上げるのも申し訳ないですが、本市では鎌倉市教育大綱は令和2年度に、今の委員でしたら朝比奈委員と下平委員にご尽力をいただいて、作っていただいた大綱、平成16年から持っている鎌倉教育プランというものが、また鎌倉市の総合計画に基づく実施計画も、実施することが書いてあって、なかなか学校現場や、教育委員会事務局職員で新しく来た職員もそうだと思いますが、私達を照らしていく道しるべというか灯台となるような方向性とは何かということも誰かが語れる共通言語で持っていないということも、少し危惧している部分があります。

ぜひ今回教育大綱の見直しにあたっては、みんながその方向に行きたいよねと思えるようなごくシンプルなビジョンにしていきたいと思ったり、この「未来を拓け、ともに育つ鎌倉」は基本理念としても今でも相当するものだと思いますけれども、ぜひこの鎌倉教育プランや教育大綱、そうしたものをうまく整合性を合わせながら、みんながワクワクする、シンプルなビジョンに作り変えていくというプロセスを期待したいと思ったり、私も側面からしっかりと議論を支援したいと思っております。

【下平委員】引き続き教育長にはご支援をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

今のおっしゃっていただいたように、これを制定したとき、かなりいろんな話し合いをしながら作ったので、大きくはずれてはいないと思います。

ただ、間違いなく時代も教育の世界も大きく変わっているし、今後また大きな変革が起こるであろうこと、それを考えながら未来に向かって新たな視点で、もう一度考え直したいです。

それともう一つ、令和2年に作ったときには、まだ難しかったことですが、令和7年度に新たに策定する時には、市の中の、様々な計画・大綱・プランを体系的に連携させたいです。先ほどから連携や情報共有の大切さが度々語られています。市内にもいろんな部会や委員会活動があり様々なプランや計画や要綱や構想が出来上がっていますが、体系図を明確にしていきたいです。まず鎌倉市としての計画があり、その中の教育計画には教育大綱という柱がある。その教育大綱に基づき、教育プランや学校教育方針へというようなフローチャートがあると、計画をきちんと意識し明示しながら連携していくことができるし、それぞれのプランや構想がより良いものに、共有できるものになるだろうと思います。今後の策定に当たって、ぜひとも各部局の連携や、構想の連携をぜひ大切にしたいと考えています。

【林委員】現場にいた者として、やはり学校経営をするためのグランドデザインを作っていく中で、灯台と言う言葉がありました。各学校小中合わせて25校に、共通の照らすものが一つあるということが必要なのかなと思います。鎌倉市の児童生徒と一緒に育てていくために、各学校は児童や地域の実態に合わせて、学校教育目標の達成に向かって各学年、各学級が繋がった教育活動を行っていきます。学校教育目標に向かって自分の学校の地域実態に合わせてこういう目標、そしてその目標を達成するために自分の学年はこうしようという繋がったものがあることが求められます。そのようにして若い先生方が初めての学校で培ったものを次の学校に行き活かそうと思うと、隣の学校に行っても、その目指すところが全然違って、なかなか自分の培ってきたものが発揮できないというところも残念でならないところがあるので、ぜひ、今、皆さんがおっしゃったような、共有するものがある、そしてそこを目指して、鎌倉市の小中学校の育成に皆が関わることで、どこの学校に行っても、最終的にはここだよねというものがあったらいいなと思っています。

基本理念の部分はとても良いと思っているので、この基本理念を大切にしながら検討していきたいと思っています。

【市長】ありがとうございました。

教育大綱の策定に当たっては、今ご指摘いただいた教育プランや、生涯学習プラン、総合計画、こども子育てきらきらプランの整合をはかりましたというのは、あえてこういう書き方をしているわけですが、これを作るときには総合計画が既にあり、そことの調和ということですので、今ご指摘いただいたようなところがありました。

今回ちょうど新たな総合計画が基本構想から策定をするというところで、どう作っていくかを今まさに検討中であり、そこを含めて議論をしていくことができるともいいタイミングでもありますので、今各委員からご指摘いただいた点、しっかりと受け止めて、一本筋の通った計画を鎌倉でみんなで一緒に打ち出すことができるように取組を進めていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上で予定している議題は終了になりますけれども、この他に皆様から何かございますでしょうか。

よろしいですか、事務局から何かありますか。

【事務局(企画課長)】本日のまとめとして、まず報告事項ケアラー支援条例につきましては、本日皆様から様々な

ご意見をいただきましたので、いただいたご意見を踏まえながら、引き続き制定作業を進めてまいります。

その他教育大綱の推進につきましては、引き続き進捗を追いまして、必要に応じてご報告を差し上げます。今後も教育委員会、市長部局が一緒に取り組んでまいります。最後に教育大綱につきましては、本日いただいたご意見を踏まえながら、また皆様とご協議させていただきたいと思っております。

【市長】はい、事務局からのまとめということで、確認してよろしいでしょうか。

(意見なし)

ありがとうございます。

それでは、これをもちまして令和5年度第1回鎌倉市総合教育会議を閉会いたします。

ありがとうございました。